

Press Release

各 位

三菱UFJ国際投信株式会社
 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

『グローバル金融機関ハイブリッド証券ファンド(為替ヘッジあり)2015-12』 募集・設定について

単位型投信／内外／債券

この度、三菱UFJ国際投信は『グローバル金融機関ハイブリッド証券ファンド(為替ヘッジあり)2015-12』を新規に設定いたしますので、お知らせいたします。

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
単位型	内外	債券	債券(社債、 その他債券)	年1回	グローバル (日本を含む)	あり (フルヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

日本を含む世界の金融機関が発行するハイブリッド証券(劣後債および優先証券等)等を主要投資対象とし、主として利子収益の確保をめざします。

ファンドの特色

申込期間／信託期間

信託期間が約3年6ヵ月の単位型投資信託です。

- 単位型のため、お申込期間は2015年11月24日から2015年12月28日までです。
 - 「単位型投資信託」とは、設定前のお申込期間のみ購入可能で、運用期間中に追加購入ができない投資信託のことです。
 - 上記お申込期間経過後のお申込は受付けておりません。
- 信託期間は、原則として2015年12月29日から2019年6月28日までです。

投資対象

日本を含む世界の金融機関が発行するハイブリッド証券(劣後債および優先証券等)等を主要投資対象とします。

- ハイブリッド証券等への投資に当たっては、主にG-SIFIs(ジーシフィーズ、Global Systemically Important Financial Institutionsの略)に指定された銀行および保険会社が発行する銘柄に投資を行います。



G-SIFIsとは

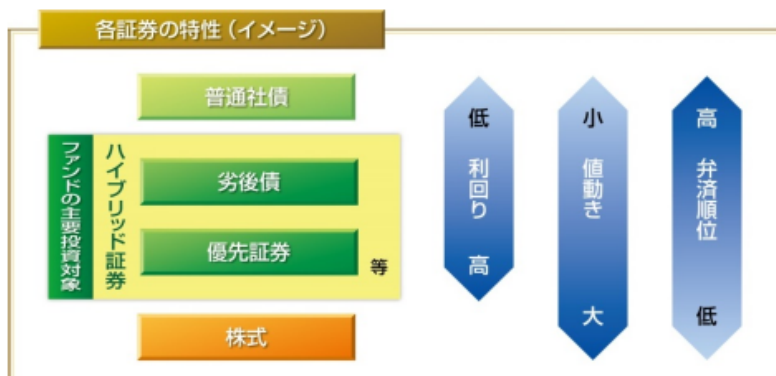
各国の金融監督当局等で構成される金融安定理事会(FSB)がグローバルな金融システムの維持・安定に欠かせない重要な金融機関として指定した金融機関です。G-SIFIsに指定されると、一般の金融機関よりも厳しい財務健全性が要求されることになります。

- 銀行については2013年より自己資本比率規制としてバーゼルⅢが導入されています。また、保険会社については2019年より新たな資本規制の導入が予定されています。



ハイブリッド証券とは

債券と株式の両方の特性を有しており、上場または非上場となっています。ハイブリッド証券は一般に利息(配当)が定められており、満期時や繰上償還時に額面で償還される等、債券に似た性質を有しています。同一発行体が発行している普通社債とハイブリッド証券を比べると、ハイブリッド証券の方が普通社債よりも利回りが高く、また期待リターンも高くなります。その一方で、リスクは普通社債に比べてハイブリッド証券の方が高くなり、また弁済順位は普通社債に比べて低いという特徴もあります。また一部のハイブリッド証券については償還時に株式に転換されるものもあります。



- 弁済順位とは、発行体が経営破綻に陥った場合に、債権者等に対して残余財産を弁済する順位のことであり、弁済順位の高位のものから弁済されます。
- 上図はハイブリッド証券の特性を示したイメージ図であり、各証券の特性すべてを網羅するものではありません。

＜各ハイブリッド証券の概要＞

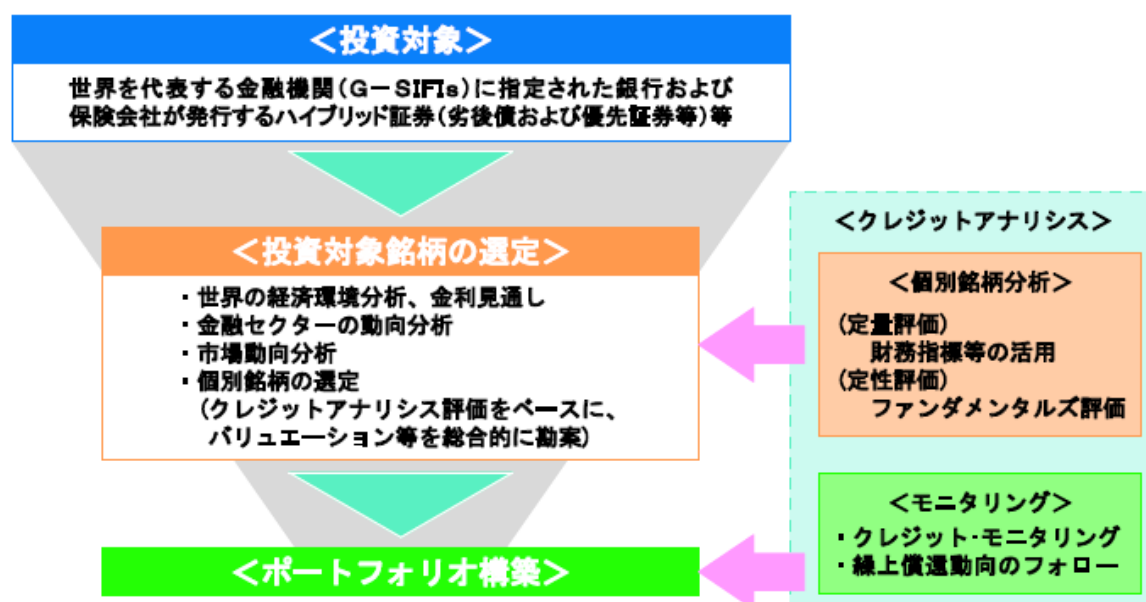
- ❑ 劣後債とは、発行体の経営破綻時に、弁済順位が普通社債よりも劣る分、普通社債と比べて利回りは高くなります。満期が定められている「期限付劣後債」と、満期が定められていない「永久劣後債」があり、永久劣後債は満期が定められていない分、一般的には期限付劣後債よりも利回りは高くなります。
- ❑ 優先証券とは、発行体の経営破綻時に、弁済順位が普通社債や劣後債よりも劣る分、普通社債や劣後債と比べて利回りは高くなります。
配当や、会社の解散時に債務を弁済した後に残る財産に関する分配については、株式より優先されます。また発行体の財務状況や収益動向等の要因によって、利息(配当)の支払いが停止される可能性があります。

運用方法／運用プロセス

信託期間内に償還または繰上償還可能日を迎えるハイブリッド証券等に投資を行い、原則として償還まで保有します。

- 信託期間内に償還または繰上償還可能日を迎えるハイブリッド証券等に投資を行い、ファンド償還時についての金利変動リスクの低減を図りつつ、主として利子(配当)収入の確保をめざします。
 - ① 投資するハイブリッド証券等が繰上償還可能日を迎えた場合でも、発行体が繰上償還を行うとは限りません。繰上償還可能日に繰上償還とならなかった場合やファンドを途中解約した際には、信託期間終了までの間に売却することになりますが、その売却価格は証券の償還価格を下回る可能性があります。
- 信託期間内に組入証券が償還した場合などには、信託期間内に償還または繰上償還可能日を迎える他のハイブリッド証券のほか、普通社債や国債等にも再投資することがあります。
 - ① 再投資に伴い、ハイブリッド証券の組入比率が低下することがあります。
 - ① 再投資するハイブリッド証券、普通社債、国債等は、当初投資した組入銘柄に比べ、償還または繰上償還可能日までの期間が短くかつ低い利回りのものである可能性があり、その結果ファンドの償還日が近づくにつれ、ファンドの利回りが低下する場合があります。
- 設定当初に構築したポートフォリオの利回りが信託期間終了日まで継続するわけではありません。

＜運用プロセスのイメージ＞



- ① 上記は銘柄選定の視点を示したものであり、実際にファンドで投資する銘柄の将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。
- ① 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- 📄 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<http://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)でご覧いただけます。

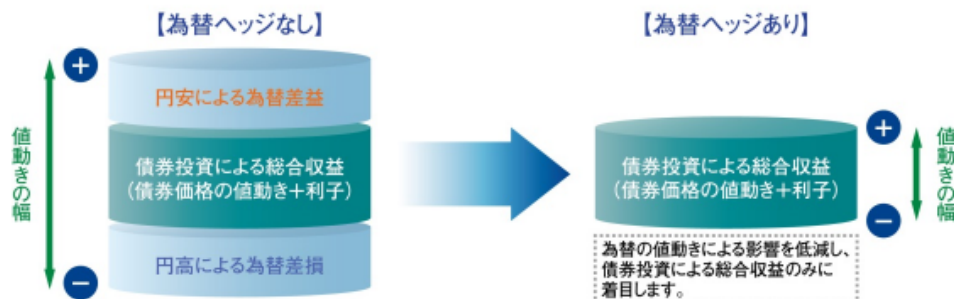
為替対応方針

原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

為替ヘッジの活用

為替予約取引を活用し為替ヘッジを行うことにより、為替ヘッジをしなかった場合と比較して安定した値動きが期待されます。ただし、為替ヘッジにより、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行うにあたっては、対象通貨間の金利差に基づくヘッジコストがかかります。

＜投資リターンのイメージ図＞



！ 上記は為替ヘッジを理解して頂くためのイメージ図であり、ファンドの将来の運用状況・成果等を示唆・保証するものではありません。

分配方針

- 年1回の決算時(6月28日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。
 - 原則として、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配を行います。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- (初回決算日は、2017年6月28日です。)

主な投資制限

外貨建資産	外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますがこれらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

市場リスク



(価格変動リスク)

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、ファンドはその影響を受け組入公社債の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

(為替変動リスク)

組入外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低いときには、これらの金利差相当分がヘッジコストとなります。

信用リスク



組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

流動性リスク



有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。また、ファンドが組み入れる劣後債および優先証券等は、一般の公社債と比べ市場規模が小さく、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

ハイブリッド証券(劣後債および優先証券等)への投資には次のような特徴があり、市場・信用・流動性の各リスクは普通社債への投資と比較して相対的に大きいものとなります。

(弁済の劣後)

一般的にハイブリッド証券の法的弁済順位は株式に優先し、普通社債に劣後します。したがって、発行体が経営破たん等に陥った場合、普通社債等の元利金が支払われてもハイブリッド証券は元利金の支払いを受けられないことがあります。また、ハイブリッド証券は、一般的に同一発行体の普通社債と比較して低い格付けが格付機関により付与されています。

(繰上償還延期・前倒し)

一般的にハイブリッド証券には、繰上償還(コール)条項が付与されており、この繰上償還の実施は発行体が決定することとなっています。繰上償還されることを前提として取引されている証券もあり、これらの証券が市場で予想されていた期日に繰上償還が実施されない場合、あるいは実施されないと見込まれる場合、また市場で予想されていた期日以前に償還される場合には、当該証券の価格が大きく下落することがあります。

(利息・配当の繰り延べまたは停止)

利息または配当の支払い繰り延べ条項を有するハイブリッド証券は、発行体の財務状況や収益動向等の要因によって、利息または配当の支払いが繰り延べまたは停止される可能性があります。この場合、期待される利払いや配当が得られないこととなり、ハイブリッド証券の価格が下落する可能性があります。

(株式等への転換)

一部のハイブリッド証券には、発行体の判断で実質的に株式等に転換する条項が付与されている場合があります。これらの証券が転換される、もしくは転換されると見込まれる場合には、当該証券の価格が大きく下落することがあります。

(制度変更等)

将来、ハイブリッド証券にかかる税制の変更や、当該証券市場にとって不利益な制度上の重大な変更等があった場合には、税制上・財務上のメリットがなくなるか、もしくは著しく低下する等の事由により、投資成果に悪影響を及ぼす可能性があります。

ファンドは、格付けの低い投資適格未満の普通社債、劣後債および優先証券等に投資する場合があります。格付けの高い公社債への投資を行う場合に比べ、市場・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

ファンドは、金融機関が発行するハイブリッド証券等に投資が集中するため、個別の金融機関の財務状況および業績等に加え、金融当局の政策方針など金融業種固有の要因による影響を受ける場合があります。市場・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

その他の留意点

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・ 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

お申込みメモ

購入	購入の申込期間	2015年11月24日から2015年12月28日まで
	購入単位	販売会社が定める単位 ➢ 販売会社にご確認ください。
	購入価額	1口当たり1円 ※ファンドの基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
	購入代金	販売会社の定める期日までに販売会社指定の方法でお支払いください。
	設定の中止	募集金額が15億円を下回った場合、または下回ることが予想される場合には、委託会社の判断により、ファンドの設定を中止する場合があります。
換金	換金単位	販売会社が定める単位 ➢ 販売会社にご確認ください。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額－信託財産留保額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込制限等	申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受け付けた換金のお申込みを当日のお申込み分とします。
	申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行の休業日、ロンドン証券取引所の休業日、ロンドンの銀行の休業日、その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日は、換金のお申込みができません。
	換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みには制限を設ける場合があります。
	換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
信託期間	信託期間	2019年6月28日まで(2015年12月29日設定)
	繰上償還	以下の場合等には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。 ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算分配	決算日	毎年6月28日(休業日の場合は翌営業日) ※第1回目の決算日は2017年6月28日
	収益分配	年1回の決算時に分配を行います。
その他	信託金の限度額	500億円
	公 告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(http://www.am.mufg.jp/)に掲載します。
	交付運用報告書	毎決算後および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。
	課税関係	課税上、株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度・配当控除は適用されません。

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		費用または費用を対価とする役務の内容
購入時		
購入時手数料	ありません。	—
換金時		
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額×0.5% ※償還時には、信託財産留保額はかかりません。	信託期間の途中で換金する場合に、換金に必要な費用を賄うため換金代金から控除され、信託財産中に留保される額
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		費用または費用を対価とする役務の内容
保有期間中		
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額×年0.8964%(税抜 年0.83%) 配分 (委託会社) 年0.432% (販売会社) 年0.432% (受託会社) 年0.0324%	(委託会社) ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等の対価 (販売会社) 分配金・償還金・換金代金支払等の事務手続き、交付運用報告書等の送付、購入後の説明・情報提供等の対価 (受託会社) 投資信託財産の保管・管理、運用指図の実行等の対価
その他の費用・手数料	売買委託手数料等、監査費用、外国での資産の保管等に要する費用等を信託財産からご負担いただきます。 これらの費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。	売買委託手数料: 有価証券等を売買する際に発生する費用 監査費用: ファンドの決算時等に監査法人から監査を受けるための費用 保管費用(カストディアン): 外国での資産の保管等に要する費用

※ 運用管理費用(信託報酬)、監査費用は毎日計上され、運用管理費用(信託報酬)は毎計算期間を最初の6ヵ月とその翌日から計算期末までに区分した各期間の末日ならびに換金時または償還時に、監査費用は毎計算期間の6ヵ月終了日および毎決算時または償還時に信託財産から支払われます。その他の費用・手数料(監査費用を除きます。)は、その都度信託財産から支払われます。

※ 運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料(国内において発生するものに限り。)には消費税等相当額が含まれます。

※ 投資者にご負担いただく手数料等の合計額は、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所 得 税 お よ び 地 方 税	配当所得として課税 分配金に対して20.315%
換 金 (解 約) 時 償 還 時	所 得 税 お よ び 地 方 税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※ 上記は2015年8月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※ 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※ 法人の場合は上記とは異なります。

※ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

- | | |
|-----------------------|--|
| ■委託会社(ファンドの運用の指図等) | 三菱UFJ国際投信株式会社 |
| ■受託会社(ファンドの財産の保管・管理等) | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(再信託: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ■販売会社(購入・換金の取扱い等) | 株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 |

当資料は、プレスリリースとして三菱UFJ国際投信が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。また、勧誘を目的に使用することはできません。当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。当資料は、信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。投資信託の取得のお申込みを行う場合は、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)につきましては、販売会社にご請求ください。当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成27年11月5日に関東財務局長に提出しておりますが、その効力は生じておりません。

以上